

◆ **卒園児に対する新たな利用調整方法について**

令和5年4月入園の利用調整から、認可保育園または地域型保育事業を卒園する児童が、認可保育園等への入園を希望する場合に、当該卒園児に対し一般の申込児童よりも優先的な利用調整（以下「優先方式」と言います）を行う新たな利用調整を実施しています（下記表参照）。

1	実施時期	施設の受入可能年齢終了月の翌月（4月）の利用調整（4月利用調整以外は対象ではありません。）
2	対象児童	4月入園の各申込締切日時点で練馬区に住民登録があり、かつ3月末日まで継続して在籍している保育園等を卒園となる現2歳児・3歳児クラスの在園児 ※ 練馬区外の対象施設に在籍している場合も対象になります。
3	対象施設	・受入年齢の上限が4歳児クラス以下の認可保育園（区立・私立）（分園・分室は含みません） ・地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業（保育ママ）、事業所内保育事業） ※ 区で利用調整を行っていない認可外保育施設（認証保育所を含む）は対象となりません。
4	申込先施設	・3歳児クラス（現3歳児クラスに在籍している場合は4歳児クラス）以上を実施している認可保育園 ・認定こども園（2号利用）
5	選考方法	①「優先方式の対象児童」の利用調整を行います。 ②その後、「一般の申込児童（①以外の方）」の利用調整を行います。
6	手続き等	○ 利用申込みおよび内定結果の発表は、一般の申込児童と同じです。 ○ 優先方式を受けるための特別な手続きはありません。 ※ 認定こども園（2号利用）については10月初旬に、4月入園の利用申込みに関するお知らせを、区ホームページに掲載する予定です。

【注意点】

- ・きょうだいで申込みされる方は、『保育利用のご案内』P.28 **⑥**をご確認のうえお申込みください。
- ・優先方式により内定の可能性があっても、きょうだいの組合せの条件を満たさない場合、内定にいたらないことがあります。
- ・優先方式による申込者数が希望する保育園等の定員を上回る場合は、対象者の中で保育指数と調整指数の合計が高い児童から入所を決定します。このため、優先方式を実施しても、希望した保育園等の申込状況により、入園の内定にいたらない場合があります。

【制度に関するお問い合わせ】地域型保育事業係（03-5984-5845）

【入園に関するお問い合わせ】入園相談係（03-5984-5848）